

第二八号 昭和五十三年二月 発行 所収)の第五章ではただ「忠尋僧正の源平盛衰記は貴族社会の靈驗譚である」と述べるに止まっていたが、このような背景を持っているのであった。

(注七) 『語文研究』四十八号(昭和五十四年十二月 発行) 所収

(注八) 名称は高橋伸幸著『平家物語劄記 長門本』(昭和五十年八月 発行)のものに依った。

(注九) (注十)「延慶本『平家物語』小考——その存在意義について——」

(『大谷女子大國文』六 昭和五十一年四月 発行) 所収

(注十二) 『鹿児島県立短期大学紀要』第三二号(昭和五十六年十二月 発行) 所収

(注十二) 四部合戦状本と源平盛衰記の関りを考えさせるものを拙稿「『治承物語』をめぐる試考 (一)——延慶本『平家物語』の東大寺伽藍ノ罰関係記事——」(『人文』第六号 昭和五十七年七月 発行 所収)の第二章(口)の部分に見出したが、例は多くない。

(注十三) 注九に同じ

(注十四) 注九の論文で、「韋奈天と道宣律師」を(一)「感通伝」の成立についての伝承、(二)「高僧伝に記される僧の徳行の認識、(三)心の穢れの戒め」の二つに分けられている。

思考や感想が書き加えられていることである。高杉氏が三つに分けられたうち、(二)にある「ケニモ道宣カ云カ如クニ」以下は、なぜ毘沙門天王が破戒の僧である玄奘三蔵を守護したのかという法問についての考察であり、「高僧伝」の十の科門を根拠として解釈するのだから「住吉大明神示現」等との関りも薄いと言つてよからう。又、(三)にある「而ニ彼ノ韋荼天ノ宣ケル」以下は韋荼天の返事の解釈、及び、感想になつてゐる。

さて、この編著者かと思われる人の横顔であるが、韋荼天の「御心汗穢ニシテ世路ノ思コマヤカニ御身不浄ニシテ名聞ノ志シ深シ」という言葉について、「彼ノ大伽藍ノ長老トナリ給シカハ住寺ノ僧ヲ助ムトテ自ラ度世ノ計ヲモ心ニヤ懸給ケム」と考え、毘沙門天王の命を「理ナリ」と受け取つてゐるところに特徴があると思う。すなわち、この人物は、世俗的格の高い、止住の僧侶などの多い大伽藍の高僧となるなどということは「心汗穢ニ」なることであり、「下化衆生ノ心」に専らで、「律儀ヲ守リ」「求法」に勤しんでいる姿こそ「内外共ニ清浄」なことだと述べようとしてゐるのではないか。もしそうだとすれば、その人物は、寺院を離れ、「下化衆生」に徹する遊行僧、聖こそ仏道者として至上なる者と考える人ということにならう。

おわりに

本稿の考察に依つて、後白河法皇の修行の程を描いたところから、「法

皇天王寺灌頂」までが一纏まりであり、又、このところは延慶本のある時期の増補と考えなおすべきことが導かれた。又、これより少し後に、「韋荼天と道宣律師」などの、それに次ぐ増補記事のあることも認められ、しかも、その最終増補(ここでの)部に、「無縁貧道ノ僧」に近い遊行僧や聖を仏道者の至上なる者と考える増補者像が認められた。

又、源平盛衰記においては、既に指摘した赤山明神に馴染深いという編著者像が再確認された。

これらの人物や、本の成立の場を詰める作業は今後に待つことにして、ひとまず、本稿は、以上の指摘をもつて終えることにしたい。

(注一) 『人文』第五号(昭和五十六年八月発行) 所収

(注二) 一全ての本に見られる部分、二延慶本と源平盛衰記にだけある部分、三延慶本の独自記事 となるように(原則として)分けた。

(注三) 「又イカナル事ノ有ムスルヤラムト人怖アヘリ」という類似の文が付いていることも、そのことを証していよう。

(注四) 「仍園城寺沙彌如舊可受天台戒之由被仰下 三井寺承伏進請文 依之天台和合可令遂御願之由再三雖被仰山門不承引 發向三井寺 可燒拂之由結構 仍御灌頂可延引之由被仰下也」とある。

(注五) 『玉葉』の文治二年二月二十日に「來廿五日爲灌頂加行可有臨幸 天王寺而俄延引」という記事がある。

(注六) 拙稿「得長寿院の靈驗譚について」(『鹿児島県立短期大学紀要』

召とを、このように独自記事として持つことである。いずれも『玉葉』に該当する記事があるが、寺院の動きが詳しくなっている。

このところの記事の成立について、高杉氏は、

①「住吉大明神示現」と②「韋荼天と道宣律師」は相互に関連を持って存在するものである。

③サシモ大明神ノヲシヘ給ツル慢心ノ今又ヲコリタルソヤ 其故ハ大

唐国ニ一百余家ノ大師先徳其数多トイヘトモ韋多天ニ対面シテ物語

シテ給ケル明德ハ終南山ノ道宣律師許也

右の③の一節の——線部分を受けて、

④抑道宣律師ノ相給テ物語シ給ヒシ韋荼天ト申ハ

と④は書き始められている。本来ならばこれら二つの記事は連続してあるべきなのである。故に、③④の間にあり、二つを分断している、延暦寺の僧が最勝講に招かれなかったという記事については、玉葉とは一致するものの、③④間に後から挿入したものと考えられる。また最勝講についての記事は

天台衆徒以自由張行御願奉妨之条頗奇怪ナルニ依テ其事ツミシラセムカ為ナリ

と、内容においても「住吉大明神示現」と矛盾するものであり、延慶本が史的年月のみを合わせて、他の記録類から引用した後からの加筆だとしたい。

(注十三)
と考えられている。

延暦寺の僧が最勝講に招かれなかったという記事は、「山門ニ騒動出来事」の書き出しと矛盾することから、筆者も後の増補かと考えるが、高杉氏のように「③④間に後から挿入した」と考えることには躊躇させられる。というのは、なぜ、よりによって、そんなところに置くのか理由が付かないからである。

「住吉大明神示現」とも高杉氏の御指摘のように矛盾があるが、それは『玉葉』のような資料に凭れかかって書かれたことによる。 「住吉大明神示現」の後に採り込まれる場合、一度文治三年に下った時間を再び治承二年に戻すのだから、一連の「住吉大明神示現」譚の後に置かれるのが普通ではあるまいか。それで、筆者は、これを「韋荼天と道宣律師」よりも早く採り込まれたと考えるのである。③の韋荼天と道宣律師は後白河上皇が「住吉ノ大明神ニ直ニ対面シテ種々物語シタル」ことの希代さを示す先蹤としてあげられたままで、後の「韋荼天と道宣律師」と不可欠の関係をもっている訳ではなさそうなことから、筆者は、段階的に増補されて行ったところとみておきたい。すなわち、延暦寺の僧が最勝講に招かれなかったという記事は、「韋荼天と道宣律師」よりも早く、あるいは、園城寺僧延暦寺受戒問題記事(一章の⑤①)と共に延慶本に採用されたのではあるまいか。

次に、「韋荼天と道宣律師」で注目されることは編著者かと思われる人の

ト名タリ 道宣云ク 毘沙門天王ハ當時ハイツクニ御シマスソ 天答テ云ク 當時ハヒサ門天王ハ玄奘三藏ノ大般若訳シ給ヘル處ニ彼ノ三藏ヲ守護ノ為ニ御シマス トソ申ケル 道宣ノ云ク 玄奘ハ破戒ノ僧ナリ 我ハ持戒ノ者也 我ヲコソ守護シ給ヘキニ我ヲハ韋荼天ニ預ケテ玄奘三藏ヲ守護セラルラム事ハ存外ノ事也 トソ自稱シ給ケル ケニモ道宣ノ云カ如クニ道宣律師ハ二百五十ノ律儀ヲ守リテ一事モ戒ヲ犯サス 八万ノ細行ヲ正クシテ身口ノ表ヲ鮮ニセリ 玄奘三藏ハ乱僧也 德行遙ニ下レリ 然ルニ道宣ヲステ玄奘ヲ守リ給ラム事疑実ニ多シ 情ヲ事ノ次第ヲ案スルニ高僧傳ヲ開キ見ルニ一切ノ僧ノ德行ヲ尺セムトシテ十ノ科ヲ立タリ 第一ニハ翻譯ノ僧其功殊ニ貴シ 第二ニハ義解ノ僧佛法流傳ノ謀誠ニ目出シ 如此次第二科門ヲ立テ尺シ畢テ第十二ハ弘藏經論等ヲ修復修造ノ僧也ト連ネタリ以彼ヲ案之ヲ玄奘三藏ト云ハ其ノ身破戒ニシテ防生光基ノ四人ノ子ヲマウクトイヘトモ高僧傳ニ所立ノ十科ノ中ニ第一ノ翻譯ノ三藏トシテ般若大乘經ヲ流傳スル事数百軸 此ノ徳ヲ鑒テ毘沙門天王ノ自身往テ守護シ給ヘル歟 トソオホヘシ カクテ道宣大慈恩寺ノ長老ニ被任タリケルニ住寺ノ僧侶一千余人衣鉢ヲ帶シテ止住ス 堂舎ノ構梁三百三十三間ナリ 金銀ヲチリハメテ鮮潔也 其ノ後韋荼天惣シテ來ル事ナシ 遙ニ程隔テ來レリケレハ道宣韋荼天ニ宣ハク 天何故ソ久シク不來哉 天答云 終南山ニオワセシトキハ身ハ律儀ノ為ニ貴ク心ハ求法ノ為ニ苦也キ 内外共ニ清淨ナリシカハ御心ケカル、コトナカリキ 而ニ當寺ニ住シ給テヨリ後ハ御心汗穢ニシテ世路ノ思コマヤカニ御身不淨ニシテ名聞ノ志シ深シ 依之毘沙門天王惣シ

テ不可參ス之由被禁シテ仰セ間タ不リ參ラツレトモ日來ノ御好ヲ忘レ奉ラスシテ毘沙門天王ノ命ヲ背テ暫時ノ暇ヲ申テ私ニ參タリ トソ申ケル 而ニ彼ノ韋荼天ノ宣ケル慈恩寺ニシテ身心ノ不淨ニオハシケム事ハイカニト思ヘハ昔々終南山ニオワセシ時ハ一向下化衆生ノ心ヲ先トシテ世俗馳走ノ思ヒナカリシカハ内外共ニ清淨ナリキ 今此ノ慈恩寺ト申ハ徳宗皇帝ノ建立トシテ堂舎塔廟廣博也 サレハ止住ノ僧侶モ多シテ行法ノ床モ数シケシ彼ノ大伽藍ノ長老トナリ給シカハ住寺ノ僧ヲ助ムトテ自ラ度世ノ計ヲモ心ニヤ懸給ケム 若爾者心汗穢ニナリ給タリトテ守護ヲ加ヘ給ハサリケルモ理ナリトソ覺ヘシ

このところは、延曆寺の僧が最勝講に招かれなかったことに関する記事と韋荼天と道宣律師についての記事とから成っている。

前者は、更に、延曆寺と院との交渉を記す部分と、園城寺との交渉を記す部分とに分けられる。

延曆寺と院との交渉は、『玉葉』治承二年五月二十日の

自今日被始行最勝講 山大衆訴申不被召學徒之由諸 光雅參院奏之

仰云 抑留御灌頂事奇怪思食之故云々

という記事とほぼ同内容である。後者延曆寺と園城寺との交渉には、延曆寺の追求を持て余し気味の園城寺の様が描かれている。

延慶本で注目されることは、後白河法皇園城寺灌頂が齎した波紋、治承二年二月五日の園城寺僧延曆寺受戒問題と五月二十日の延曆寺僧最勝講不

・を(覚) ⑫なし(屋) ⑬「終に御」あり(四) ⑭「御」あり(四) ⑮なし(四) ⑯有(四)・まし〜(覚)

三

(注) 長門本を掲出して、四部合戦状本・屋代本・覚一本の校異を(校異)

の欄に記した。猶お、付属語の違いは無視して取り上げなかった。

これは、「法皇天王寺灌頂」のところであるが、前稿が延慶本と源平盛衰記のものだけを掲出していたので、他本をここに補うものである。

後白河上皇の天王寺灌頂は文治三年八月二十二日のことであり、『歴代編年集成』には、

法皇於天王寺傳法灌頂事、前僧正公顯^院爲大阿闍梨、兼三七日御參籠、有御加行、法皇本自令受園城寺之流眞言給、仍於本寺可令遂御入壇給之處、叡山依支申、天王寺金堂東新立一堂號五智院、以爲灌頂堂、讚衆二十人、皆是寺門僧綱有職也、昔延喜十年寬平法皇總持院御灌頂、靜觀僧正爲大阿闍梨、每事被遂彼例也

(注) 『歴代編年集成』は大日本史料本に依った。

と記されている。

『平家物語』では四部合戦状本と源平盛衰記だけがその時期を文治年間のことと明記している。後者、源平盛衰記は、延慶本のような記事に、『玉葉』の文治二年二月二十日の条の訛伝ないしは編著者による作り変えを増補したものと考えられる。前者四部合戦状本は、当道系諸本に類似する文章になっているが、「其の後様々に被て評」には、どこか非当道系本、しかも源平盛衰記との関りが感じられるのであるが、いかがであろうか。

五月廿日天台ノ衆徒以所司ヲ令テ參陳セ訴申ケルハ 今度最勝講ニ延曆寺ノ僧ヲ不被召 此條都テ無先規 依テカ何忽ニ可被奇指哉 トソカタリケル藏人右少弁光雅參院シテ奏聞シケレハ 更ニ非御奇置之儀ニ 天台ノ衆徒以自由ノ張行ヲ御願ヲ奉妨之条頗奇怪ナルニ依テ其事ツミシラセムカ為ナリ トソ被仰ケル 此ノ趣ヲソ所司ニハ仰含ケル 又延曆寺ヨリ差遣テ專使菌城寺ニ申送ケルハ 最勝講ハ鎮護國家ノ御願ナリ 而今度被奇天台宗之處菌城寺ノ僧可被參勤之由風聞アリ 何ノ宗ヲ以テカ被參勤哉 當寺ハ天台歟花嚴歟三論歟法相歟 委細ニ承テ可存知仕 トソ申タリケル 爰ニ菌城寺ノ衆徒三院會合シテ僉議ストイヘトモ何ノ篇モ返答スヘシト云義モ宣ラサリケレハ 只追テ可申 トハカリソ返答シタリケル 抑道宣律師ノ相給テ物語シ給ヒシ韋茶天ト申ハ毘沙門天王ノ太子ナリ 道宣律師終南山ニシテ晴夜ニシテ高樓ヲ立テ、彼ニ登テ御シケルカ誤マテ高樓ヨリ落給時中途ニシテミシト懷タテマツル者アリ 何者ソ ト被問ケレハ 韋茶天 ト答ケリ 道宣ノ宣ハク 何ニシテコレハ来ルソヤ 天ノ云 吾レ毘沙門天王ノ御使者トシテ彼ノ命ニ随ヒテ日來ヨリ參リテ常ニ奉守護シ也ト云々 道宣重テ宣ク 其議ナラハ顯レテ常ニ物語ヲモシ給ヘカシ ト云レケレハ 仰ニ随テ トテ其後ハ庭前ノ柳ニ登リテ光明ヲハナチテ諸ノ世界國土ノ物語ヲ申ケリ 彼ノ道宣与韋茶天ト物語ヲ注セル一卷ノ傳記是アリ 感通傳

とある。もし三井寺灌頂中止後に「住吉大明神示現」があり、次に山門内騒動といった順にあったのなら、このような書き起こしはしなかつたはずである。なぜなら、大明神は三井寺灌頂を中止させたのは大衆ではなく、法皇の心の驕慢によりつく天魔のしわざだと告げて法皇自身を懺悔させたからである。

という考察に(注九)同じたい。とすれば、このところは、増補記事と考えなければならなくなる。筆者は、前稿の結論において、「延慶本、源平盛衰記に共通する住吉明神関係記事は、平家物語の原本において、延慶本に近いかたちであったかもしれないと想像された」と述べたのであるが、これは誤まった想像であった。少くとも、このところは「古い詞章や伝承に結び付いているもの」であり、延慶本成立に関するものではあるが、ある時期の増補分と考える外ない。その増補の時期については、長門本成立以前の、延慶本の一段階と見るのであるが、それ以上詳にし得ない。

次に、この一纏まりのところの内容は、後白河法皇の修行の程、熱心な様子から始まり、公顕僧正に灌頂を受けようと考えられた次第が肯定的に描かれていく。享受者はそこで、山門に対するどのような厳しい指弾が展開されるだろうかと固唾を飲む。ところが、その指摘はいつしか内に向かつて、後白河法皇の驕慢の懺悔となって享受者の耳に響いてくるのである。この一段の眼目は、この意外などんでんがえしにあると言ってよからう。

瀧岡孝昭氏の紹介された『天狗物語』についても、高杉氏の「『天狗物語』のいわんとする内容は、その題名からも奥書からも、大

明神が告げた天狗の説明と人の驕慢についてであろう。然るに書き起こしに三井寺灌頂を引き、年月までも記しており、しかも詞章が延慶本と頗る似ているということから、この物語は延慶本の「住吉大明神示現」を独立させたものだと考えられるのである。

という考察が説得力を持つ。ここで筆者が思い起こすのは「得長壽院供養事(注十)」に対する「堂供養」の句の存在である。「法皇御灌頂事」と

「得長壽院供養事(注十)」の近さに付いては拙稿「鳥羽上皇の『善根』」延慶本『平家物語』の「得長壽院供養事(注十)」で注意を促して

置いたので、ここでは、延慶本が驕慢を発き、誠める山王関係説話のようなものを取り込み、それから、再び、それを独立の一句として（延慶本との臍の緒を残しながら）放出して行っていること、いわば、説話の変質器みたいな役割をしていたのでないかということを描して済ませたい。

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

されとも法皇なをその御ほんなりければく公顕僧正をめしくして天王寺へ御行幸成て五智光院をたてく亀井の水むすひあけて五瓶の智水として佛法最初の靈地にてくてんほうくくわん頂をはとけさせおはしましける

(校異) ①なし(四・屋)・さりながらも(覚) ②なし(四・覚) ③なし(四) ④なし(四・屋・覚) ⑤なし(四) ⑥なし(四) ⑦「其の後様々に被て評文治三年の比」あり(なれば(覚) ⑧「其の後様々に被て評文治三年の比」あり(四)・「とて三井寺の」アリ(覚) ⑨なし(四) ⑩「被」あり(四) ⑪以て(四・屋)

品上生ノ蓮臺二三尊来迎ノ心ヲハコヒ給ヘリ 或時一兩句ノ御願文ヲアソ
 ハシテ常ノ御座ノ御障子ノ色紙ニカ、セ給タリケル明句ニ云 身ハ暫ク雖
 居ト東土八苦ノ棘之下ニ心ハ常ニ令遊ハ西方九品ノ蓮之上ニ トソアソハ
 サレタル 又常ノ御詠吟ニ云 智者ハ秋ノ鹿鳴テ入山ニ 愚人ハ夏ノ虫飛テ
 焼火ニ トソ常ハナカメサセ給ケル 此ハ止觀ノ行者四種三昧ノ大意ヲ釈
 シタル絶句トカヤ 昔ヨリ常ニ此事ナカメサセ御座ス 御事ナレトモ今度
 山門ノ大衆ニ御灌頂ノ事ヲ打サマサレ給シ時ヨリ何ナル深キ山ニモ閑
 籠リ苔深キ洞ノ中ニモ隱居セハヤトヤ思食シケン 御心ヲスマシテ智者ハ
 秋ノ鹿トノミ御詠アリケルトカヤ 后宮モ此ヲ淺増ク思食シ雲客月卿モ
 肝神ヲ失ヒ給テ已ニ時ハ青陽五春ノ比ニモナリニケリ 三月桃花ノ宴トテ
 桃花茂盛ニ開タリ 西母カ跡ノ桃トテ唐土ノ桃ヲ南庭ノ桜ニ殖交テ色々サ
 マノ御覧シケル 桜ノサキニサク時モアリ 桃花サキニサク時モア
 リ 桃桜一度ニ開テ句ウ 時モアリ

(注) 以下は、拙稿「延慶本『平家物語』と『源平盛衰記』——住吉明神

関係記事から——」の⑤の校合掲出部に続く。前稿と同様、延慶本

本文の右に源平盛衰記の校異を細字で記した。

このところは、内容から、次のように八つの部分に分けることが出来る。

- 一 三部経及び大日三部経についての説明
- 二 後白河法皇の修行の程
- 三 公顕僧正の紹介
- 四 園城寺灌頂を止められた後白河法皇の感懐

五 後白河法皇及びその讓位の意図の紹介

六 百王及び仏法流布の次第の説明

七 後白河法皇の修行

八 灌頂を止められた後白河法皇の感懐から（「住吉明神示現」・「天

魔破句事」を経て「法皇天王寺灌頂」へ）

このうち、一の「三部経及び大日三部経についての説明」のところは、二以下とその性質を異にしているようである。というのは、前節⑦の校異に関する内容であり、延慶本と源平盛衰記の違いも甚しいからである。

さて、二の後白河法皇の修行の程から、「法皇天王寺灌頂」に至るところであるが、ここは、一纏まりに成っていると思われる。なぜなら、その修行の程、熱心な様子は、住吉明神に驕慢を指摘された時の後白河法皇の織悔の言葉（前稿掲出部）に対応しているし、表現にも「上古ニモ未承及何況未代ニライテヤヤ」のような一致が指摘できるからである。又、延慶本と源平盛衰記の共通記事となっていることもその拠り所になる。

この一纏まりのところの成立に関しては、高杉恵子氏の、

その書き出しには

山門ノ騷動ヲ鎮ムカ為ニ園城寺ノ御灌頂ハ止リタリケレトモ山上
 ニハ学生ト衆徒ト不和ノ事有テ閑ナラスト聞ユ (延慶本)
 山門ノ騷動ヲ被鎮タメニ法王三井寺ニテ御灌頂ハ無リケレトモ山
 ニハ堂衆学匠不快ノ事出来テ合戦度々ニ及ヒ (屋代本)

瓶ニハ東寺山門ノ花開ケ給ヘリ 如此内ニツケ外ニツケテ御帰依ノ御志シ
深ニヨテ妙典ヲモ公顯僧正ニ受御灌頂ヲモ三井寺ニテト思食立ケルカ山門
騷動シテ打止奉ル事何計カ心憂被思食ケム 法皇我朝ハ此邊地粟散ノ國也
何事モ争カ大國ニヒトシカルヘキナレトモ中ニモ雲泥及ヒナカリケルハ律
ノ法文僧ノ振舞ニテソ有ラム 僧衆ノ法ハ歸僧息諍論同入和合ノ海トイヘ
リ 和合ノ海ニコソ入ラサラメ諍論ヲ專ニシテ指タル咎モナキ三井寺ヲ焼
失セムトスル条無道心ノ者共哉 破和合僧ノヲモムキ是又五逆罪ノ随一二
非ヤ 形計ハ出家ニシテ心ハ偏ニ在俗ニ同ス 愚鈍ノ闇深シテ僞慢ノ幢高
シ 比丘ノ形トナリナカラ難値如来ノ教法ヲモ修行セス大日覺王ノ智水ノ
流ニ身ヲモス、カス 丸カタマノ入壇灌頂セムトスルヲサヘ障導スル事
ノ無慙サヨ 縱丸理ヲ枉タル非法ヲモ宣下シ若ハ山門ノ所領ヲ別院ニ寄ト
云トモ王位々々タラハ誰カ此ヲ背ヘキ 何況受職灌頂ト者上求并ノ春ノ
花下化衆生ノ秋ノ月也 智德明匠此ヲ讚嘆シ貴賤男女此ヲ隨喜ス 縱隨喜
讚嘆ノ褒美セシムルマテコソナカラメ無上福田ノ衣ノ上ニ邪見放逸ノ胄ヲ
着シ定惠ニ手ノ掌ノ内ニ佛法破滅ノ續松ヲサ、ケテ三井寺ヲ焼失ムト僉議
スラム条少モタカワヌ昔ノ提婆達多カ伴類也 サコソ末代トイワムカラ
ニ是程王位ヲカロシムヘキ様ヤアル 口惜事哉 トテ震襟シツカナラス 逆
鱗屢忝シ 抑王位ハ佛法ヲアカメ佛法ハ王位ヲ護コソ相互ニ助ケテ効驗モ
目出ク明德モイミシケレ 若王位ヲ王位トセスハ何レノ佛法カ我朝ニ興隆
スヘキヤ 今度山僧等蘭城寺ヲ焼失セムニライテハ天台ノ座主ヲ流罪シ山
門ノ大衆ヲモ禁籠セム トソ思食 又カヘシテ思食ケルハ山門大衆内心コ

ソ愚痴ノ闇深ヲシテ邪雲忽ニ佛日ノ影ヲ犯トイヘトモ形ハ既ニ比丘ノ形也
一々ニ禁籠セム事罪業又ナムソ消滅スヘキヤ 且ハ五帖法衣ヲ身ニマトヘ
リ 歸依ノ志全ク賢哲師子ニヲトルヘカラス 且ハ大師聖靈ノ御計ヲモ待
奉ヘシ 且ハ伊王山王モ争カ捨ハテサセ給ヘキヤ トテ御涙ニソムセハセ
給ケル 此ノ法皇ハ百王七十七代ノ御門鳥羽院第三ノ御子雅仁天皇トソ申
シケル 治天僅ニ三年也 イソキ御位ヲスヘラセオハシマシケル御志ハ無
官有智ノ僧ニ近付テ甚深ノ佛法ヲモ聽聞シ壇所行法ノ花香ヲモ手ツカラ自
ラ營ムト思食ル、故ナリ 抑百王ト申ハ天神七代地神五代之後神武天皇ヨ
リ始テ御衣濯河ノ流ユ、シク龍棲鳳闕ノ月クモリナカリシカトモ第廿九代
ノ御門宣化天皇ノ御時マテハ佛法未我朝ニ傳ハラス 名字ヲスラ聞事ナカ
リキ サレハ其時マテハ罪業ヲ恐ル、人モナク善根ヲ修行スル人モナカリ
キ 親ニ孝養 ヲモセス心ニ佛道ヲモモトメス持律持戒ノ作法モナク念仏
讀經ノイトナミナシ 而ルニ第卅代ノ御門欽明天皇ノ御宇十三年歲十月
十日百濟國ノ聖明王ヨリ金銅ノ釋迦如来并經論少々幢幡蓋寶瓶等ノ佛具ナ
ムト被送タリキ 但シ佛像來臨シ聖教傳來スト云ヘトモ 仏の功能をとり聖教の談
讀スル僧寶未タナカリシカハ三寶ヲモ供養シ聖教ヲモ隨喜セス 只闇ノ夜
ノ錦ニテソ侍ケル 第卅二代ノ御門用明天皇ト申御諱豊日天皇トモ申キ
此御門御時ヨリ三寶アマネク流布シテ大小乗ノ法文光リ天下ニカ、ヤク
其ヨリ以來佛法修行ノ貴賤其数多ト云トモ此法皇程ノ薰修練行ノ御門ヲ未
承ラ 子ニ臥シ寅ニ起キサセ給フ御行法ナレハ打解テ更ニ御寢モナラス 金
鳥東ニカ、ヤケハ六部轉讀ノ法水三身佛性ノ玉ヲミカキ夕日西ニ傾ケハ九

源平盛衰記編著者の蒐集癖はそれを妙に（冴えたとは言いがたい）解釈したものと見える。

最後に、源平盛衰記の校異⑤のところだが、文治二年春の、再度の後白河法皇園城寺灌頂事件は史書に見出せないの、訛伝か編著者の虚構であろう。^{（注五）}

ところで、ここで、大衆説得の為に御所に呼び出された天台座主全玄は、園城寺が「三代叛逆の地」であるから御幸は不吉であり、それを止めようとする山門の衆徒はかえって「忠節の至」であることや、智證流の灌頂は園城寺でなければ行えないという公顕の意見は根拠に乏しいことなどを説いて、後白河法皇の叡感を得ている。つまり、全玄は一方で山門の衆徒を擁護し、一方で智證流の公顕を論破する訳である。この前者は、前稿で指摘した住吉明神が山門の衆徒を擁護するのの小型版のごとくである。又、後者は、これを慈覚流の座主の才力を顕揚したものと考えれば、「徳長寿院導師」において、導師を源平盛衰記が天台座主忠尋として、その才力を顕揚する話に改変していたことが思い合わされてくる。^{（注六）}

著者は先に拙稿「延慶本『平家物語』、『源平盛衰記』、覚一本『平家物語』における泰山府君」^{（注七）}で、源平盛衰記の編著者は赤山明神に馴染が深いということを指摘して置いた。その赤山明神は、源平盛衰記（巻第十）で、赤山大明神と申ハ慈覚大師渡唐の時清冷山の引聲の念佛をつたへ給しにこの念仏を守護のためにとて大師に芳契をなし給と紹介されていた。

全玄が入室した行玄が忠尋の弟子でもあったことを合わせ考えると、「徳長寿院導師」における改変、赤山明神への関心の深さ、全玄の才力の顕揚は、一連の、源平盛衰記編著者の横顔を明らかにしてくれる資料に外ならないのである。源平盛衰記の編著者に赤山明神（——慈覚大師流）に帰依している人物がいるという先の指摘は、やはり、誤っているまい。

二

抑三部經ト申ハ其數アマタアリ 一者法花三部二者大日三部三者鎮護國家
 三部四者弥勒慈尊三部五者浄土真宗他力往生三部也 今法皇ノ受サセマシ
 マス三部ハ大日三部真言教ノ依經也 其三部ト者大日經二者金剛頂經三者
 蘇悉地經是也 今此經ノ大意ヲ尋レハ若有人此經受持讀誦者即身成仏故放
 大光明円ト説ク 若シ人アテ此妙典ヲ受持讀誦スレハ父母所生ノ依身忽ニ
 大日如来ト成テ胸ノ間ノ大光明ヲ放テ而ニ界六道ノ闇ヲテラスト 説レ
 タル妙典也 後白河河法皇忝モ覲行五品ノ位ニ心ヲ懸マシテ法花修行
 ノ道場五種法師ノ燈ヲ挑テ七万八千余部ノ轉讀也 上古ニモ未承及 何況
 末代ニライテヤヤ 十善玉躰ノ御衣ノ色三密護摩ノ壇ニス、ケテ即身菩提
 ノ聖ノ御門トソミヘサセ給ケル 彼ノ公顕僧正ト申ハ法皇ノ御外戚顯密兩
 門ノ御師徳也 止觀玄文ノ窓ノ前ニハ一宗円融ノ玉ヲミカキニ密瑜伽ノ寶

云々 因茲御幸必定停止云々

(注) 『玉葉』は国書刊行会本に依った。

を、園城寺の三院の關係にはいりこんで詳しく記したものと見なされる。ただし、延慶本のように交渉がうまく行かなかつたのが灌頂取り止めの原因になったのかどうかは、『百鍊抄』の二月一日の記事(注四)もあつたりして詳細にしない。しかし、それでも、灌頂の取り止めは交渉がうまく行かなかつた後二日程に決定しているので、延慶本のこの部分が『玉葉』(の伝える二月五日の記事)を素材にしたと考えてもおかしくあるまい。

後白河法皇と園城寺三院との交渉以外のところは、法皇が態度を軟化せざるを得なかつた次第(37) (50)をあらさまに描く非当道系諸本と、あつさりと切り上げた当道系諸本との対照が印象的である。

後白河法皇の園城寺灌頂事件は正月二十日から先の二月七日まで歴史資料を賑わせるのであるが、『山槐記』の正月二十日と二十五日の記事を次に紹介して置こう。

二十日

延曆寺衆徒蜂起三塔會合催末寺庄園兵士 是爲燒蘭城寺云々 法皇來月十日於蘭城寺以前權僧正公顯爲大阿闍梨可令受傳法灌頂給 仍來月一日可有御幸平等院寺也 然而叡山衆徒鬱之 可令受天台灌頂給者於延曆寺可有御灌頂也 又於寺被遂其事者彼寺自往昔宿意也 依此賞被立戒壇歟 不如 只依有寺有此事也 速可燒拂蘭城寺之由議定 此事風聞及叡聞 然而不進奏狀 仍雖不被仰子細事已火急之由聞食今日辰剋

許以右大將宗盛遣入道大相國攝津福原亭被仰合 又召延曆寺僧綱等以右

中辨經房朝臣院近習人奉被仰子細於僧綱等 蜂起何故哉 疑申戒壇事歟

全不可其儀(ママ) 此事於奉致障得者以山不可令用御 早々令登山可申仰旨

於衆徒之由被仰含云々

二十五日

來月一日寺御幸遂依山大衆鬱停止之由令頭權大夫光能朝臣自院被申内

云々 奉妨御灌頂也天下只衆徒宿(ママ)

『玉葉』も同内容であり、法皇の僧綱を呼び付けての「サマ／＼二被誘仰」たことも役立たなかつたことが歴然としている。従つて、非当道系諸本の描写は当道系諸本のそれよりもより史実に近いと言ひ得よう。

ただし、『玉葉』と『山槐記』のどちらが非当道系諸本の基になつたかということは判断し難い。また、『山槐記』は「彼寺自往昔宿意也 依此賞被立戒壇歟」という山門の危懼を記して、『平家物語』の「白河院三井寺頼豪ニ皇子ヲ被祈事」への関りに興味が湧くのであるが、これも詳かにし難い。

又、源平盛衰記は、「重テ被有仰ケレハ」のところを御幸延引と停止の二度の院宣が発せられて、山門の大衆による園城寺焼き払いという危機が回避されたと描いている(50)。これは、或いは、『百鍊抄』二月一日の「仍御灌頂可延引之由被仰下也」と『玉葉』二月七日の「因之御幸停止了候由重被仰山上」とを繋ぎ合わせたものではなからうか。延慶本の「重テ」は、先の「サマ／＼二被誘仰」(37)を受けた表現であつた筈であるが、

まず、分類して記すと、

A 治承元年十二月二十四日の彗星出現から二年正月の年頭記事に続くもの

1 そのまま「法皇御灌頂事」に続くもの

源平盛衰記・屋代本

2 更に一月七日以降の彗星の様を記して「法皇御灌頂事」に続くもの

延慶本・長門本

B 彗星記事がなく、治承二年正月の年頭記事から「法皇御灌頂事」に続くもの

四部合戦状本

C 治承元年八月十四日の藤原成親暗殺の後、「徳大寺之沙汰」を介して

「法皇御灌頂事」に続くもの

覚一本

のようになる。先の校異の①で、覚一本が、後白河法皇の園城寺灌頂を九月三日の予定であったとしていたのは、覚一本の記事の配列に月日を合わせたものだったに違いないことが、右の分類から考えられよう。

彗星のことは『百鍊抄』の治承二年正月七日の条に、

寅刻彗星見巽方之由泰親朝臣奏聞 又去年十二月廿四日出現云々

(注) 『百鍊抄』は増補新訂國史大系本に依った。

と見える。今、『平家物語』諸本を見ると、治承元年十二月の出現だけを記したA1、治承二年正月の出現だけを記したC、その両方を合わせ記す

A2、全く記さないBの四種類に分かれる。これらのうち、A2・Cに見られる「十八日ニ光ヲマス」という記事は、『玉葉』の正月十八日に安倍泰茂が来て彗星の話をしたということに基く訛伝ではないかと考えられる。というのは、『山槐記』の二十六日の条には「去十二月廿四日并去七日兩夜」とのみあって、十八日のことが全く出てこないからである。従って、A2は『玉葉』の正月十八日の記事を編年体の為に二分することから成って行ったのではあるまいか。

これとA1との関係だが、『百鍊抄』、『山槐記』、『玉葉』のいずれを見ても十二月二十四日の彗星出現が一月七日を庄する事件だったとは考え難いので、彗星記事の集約を試みたものではなかったかと考えている(Cと対照的だが、同方向ということになる)。又、Bも整理されたものであると思われる、A2以前の姿とは考え難い。

さて、この章の冒頭に掲出した部分だが、ここは、治承二年(又は元年)の山門の大衆が後白河法皇の園城寺灌頂を阻止した次第を記したところと、源平盛衰記にある(校異 ⑤⑤)文治二年の同様なことを記したところとに分けられる。

前者は、更に、延慶本だけにある、後白河法皇と園城寺三院との交渉を記したところ(⑤①)とそれ以外のところに分けられる。

後白河法皇と園城寺三院との交渉は、『玉葉』の治承二年二月五日の条の

園城寺僧於延曆寺(可)受戒之由被仰下 頗有承伏之氣 仍(可)被

仰可進請文之由之處爲山門被成妨事等如本可被返付者申可進請文之由

シ(長・盛・四・屋・覺) ⑤2「法皇ハすなはち」アリ(盛)。「是無益ナリトテ」あり(屋・覺) ⑤3ナシ(長・盛・四・屋・覺) ⑤4と、まらせ給ひけり(長・盛・覺) 被レニケリ留(四)ト、マリヌ(屋) ⑤5「されともなを御宿願を遂させ給はんかために年序をへて文治二年の春の比三井寺にして御灌頂あるへきよし聞けれハ山門大衆又騒動していはく 園城寺御幸の事治承年中にそのきたあつて停止せられ畢ぬ しかるをかかの寺にし御灌頂^{くわんてい}あらハ三井寺を焼はらふへきなんと聞召されければ當時の座主全玄僧正を法住寺の御所にめされて行隆をもつて仰下されていはく 求法の御心さしあるに依て公顯僧正をもつて智證流之灌頂を受へきのよし思召ところに公顯の申さく 智證大師一行禪師の尺に依て一流の灌頂にをいてハ寺中を出へからすのよし殊所誠也 しかれば早當寺に御幸あつて御傳法有へし と申所既道理なり 仍三井寺に御幸あるへし こゝに山僧此事を謝申之條甚その謂なし 凡一天下皆王土なり 何の所なりといへとも臨幸叡慮にまかすへし これによつて或は本尊を拜せんかため或は神道をあふく故に熊野金峯清水廣隆に臨幸あり むかしより違乱に及はす 何ぞ三井の一寺に限て詔に及へきや 不日登山して制止をくはふへき也 と 座主の御返事にハ 勅定ハ石よりもおもし いかてか子細を申へき 不日に帰り登て制止を加へく候 但先師大僧正治山の時北國白山を山門に可給之由詔をいたす聞甚深の道理を以て仰下さるゝに付て三ヶ年の間制止を加といへとも山徒の訴いよく以熾盛なるによつてつるにもつ

て裁許を蒙り畢ぬ 全玄か治山先師の威徳に及へからす 然とも勅定の趣不日披露仕へく候 又山門の詔は叡慮にそむくに、たれともその本意を論すれば忠節の至也 長寛に三井に幸ありてのち天下不吉也 万人所知也 かの寺三代叛逆の地たるによつて此災をなす 偶安樂に属する所に又臨幸あらハ天下の滅亡歟 鎮國の御禱を待す山僧等諫諍の制止を加奉るをや 抑公顯申状不審甚多し 寺中を出へからすのよし智證大師の遺誠ならハ何ぞ智證大師帰朝の後叡山にて度々灌頂を修すへき 又智證の門流静僧正争か我山惣持院にして灌頂を寛平法皇にさつけ奉るへき 智證の遺誠すこふる信用にたらず 就中一行大日經の義尺にハ三所の道場あり 王城と深谷と寺中と也 寺中とは是僧伽藍の中也 大唐の人師豈獨三井寺をさへんや 三所の道場ハなを是淺略也 本經の説のこくハ三種の灌頂あり いはゆる結縁灌頂傳法々々自證々々也 法界空の大日法界をもつて道場とすと説り 三所に不限と見えたり 公顯申状偏信に不及哉 と申されたりければ叡感氣ありて三井の御幸止られけり」アリ(盛)

(注) 本校異においては、付屬語の違いは無視して取り上げなかつた。猶お、延慶本・源平盛衰記は古典研究会叢書影印本に、長門本は伊藤家藏本の影印に、四部合戦状本は松本隆信氏による解説文に、屋代本は国学院大学蔵本の影印に、覚一本は日本古典文学大系本に、それぞれ、依つた。又、校異の欄では、(長)のような略号を用いた。この部分に付いて述べる前に、「法皇御灌頂事」へ続いて来る次第を、

拂へシ ト僉議スト聞へケレハ重テ被宥仰ケレハ留リニケリ 蘭城寺向後
 可受延曆寺戒之由請文ヲ可出之由被仰下ケレハ北院中院ハ公顯僧正ノ門徒
 多カリケレハ可從勅宣之由申ケルヲ南院 今更我寺ニ瑕瑾ヲ不可貽 トテ
 異議ヲナシテ不從ケリ 南院ヨリ當寺ノ僧天台座主ニ被補之時寺務ヲ可遂
 行 又法城寺ノ探題當寺同ク可令勤仕 此両条有裁許者勅命ニ從テ延曆寺
 ノ戒ヲ可受之由申ケリ 彼此ノ議イツレモ難成カリケレハ御加行結願シ
 テ御灌頂ハ思食止ニケリ

校異①「其比」あり(屋)・「さる程に」アリ(覚)②なし(四)③なし(四)・御師

範ニテ(屋)④なし(四)⑤てんしゆせさせ給ひけるに(長・盛)・なし(四)

一・傳授セサセ坐々ケルカ(屋・覚)⑥なし(四・覚)⑦「大日經金剛頂經
 蘇悉地經と申」アリ(長)・「大日經蘇悉地經金剛頂經此」あり(屋)「大

日經金剛頂經蘇悉地經此」アリ(覚)⑧ひほうを(長・覚)・御秘經(四)

⑨「公顯僧正」(四)⑩御在(四)・坐々ス(屋)⑪二月十九日(盛)・二月

十五日に(四)・なし(屋)・九月三日(覚)⑫三井寺にて(盛・屋・覚)⑬

灌頂(長)⑭可キ有之由(四)・有へシ(屋・覚)⑮被たりけるニ思食(四)・

ト聞へシ程二(屋)・とぞ聞えける(覚)⑯山門大衆(盛・屋・覚)天台

座主(四)⑰「此事を」アリ(長)・「是ヲ」あり(屋)⑱いきとをり(長・盛・

四・屋・覚)⑲申して云ク(四)⑳「我山は天下無雙の靈地鎮護國家の道場な

り當山にてコン」あり(四)㉑なし(四・屋・覚)㉒なし(四)㉓なし(四・屋

・なし(四)・當山ニシテ(屋・覚)㉔遂させ給へり(盛)・有ル可し(四)

・とげさせまします事(覚)㉕ナシ(盛・四・屋・覚)㉖ナシ(長・盛・四

・屋・覚)㉗ナシ(盛・四)㉘「しかるを」アリ(長)㉙なし(四)・中ニモ

屋)㉚「專」アリ(盛)㉛のためなり(長・盛・屋・覚)・ヲ宗と為ス(四)㉜

「今」アリ(長)・「就中園城寺と者昔天智天皇の御子大友の王子國家を

乱らんとて軍を起し結し謀叛惡逆の境也」アリ(盛)・「而ルを」あり(四

・屋)・「しかるを今」アリ(覚)㉝始て今御入寺あつて御灌頂あらん事

(盛)・三井寺にて遂ケ御在サハ(四)・蘭城寺ニテ遂サセ給程ナラハ(屋)

・三井寺にてとげ(覚)㉞かたくもつて」アリ(盛)㉟焼拂可シとて忽に

騷動(四)・なし(屋・覚)㊱なし(屋・覚)㊲なし(四・屋・覚)㊳ナシ

長・四・屋・覚)㊴なし(四・屋・覚)㊵「のこハさハ」アリ(長)㊶さら

に(盛)・なし(四・屋・覚)㊷不ネは奉隨院宣にモ(四)・なし(屋・覚)㊸

なし(四・屋・覚)㊹あらは(盛)・なし(四・屋・覚)㊺ナシ(長・盛・

四・屋・覚)㊻かの寺を(盛)・なし(四・覚)・寺ヲ(屋)㊼焼はらふへ

きよし(長・盛)・なし(四・覚)㊽なし(四)・ソ申ケル(屋・覚)㊾ナ

シ(長・四・屋・覚)權大納言隆季卿の奉書にて院宣を下されていはく

御入壇偏可為秘密結縁之處還及騷動之條不慮之次第歟 因茲園城寺

御幸所延引也 是延曆園城安全之謀也 とありけれども大衆なを憤申

けるハ 延引の院宣全山門眉をひらかす 永三井の御幸を停止せられ

すハかの寺に發向して仏閣僧坊一字を残さずやきはらふへきよし騷動

すと聞ければかさねて院宣を下されていはく 御幸の事停止せらる、

よし一日仰下され畢 山門衆徒等明日二日猶發向彼寺之由風聞可令制

止云々ありけれハ御幸停止の院宣に依て山門既にしつまりぬ(盛)㊿ナ

「法皇御灌頂事」をめぐる

—延慶本『平家物語』の性質など—

橋口晋作

筆者は、先に、拙稿「延慶本『平家物語』と『源平盛衰記』——住吉明神関係記事から——」^(注一)において、応永書写延慶本『平家物語』（後は、延慶本と略称する）と『源平盛衰記』（後は、『』を付けない）に共通する記事、後白河法皇が住吉明神と物語りをして四天王寺で灌頂を遂げられるに至る条を取り上げ、この部分に登場する住吉明神の働きや長門本『平家物語』（後は、長門本と略称する）が欠く、住吉明神に関する源平盛衰記との共通記事の持つ特徴等について、

○ここで住吉明神は、一方で後白河法皇を啓発し、もう一方で山門の衆徒を擁護している

○延慶本、源平盛衰記に共通する記事には住吉明神と比叡山との結び付きがみられて、長門本の住吉明神（と諏訪明神との結び付き）と思想を異にする

と指摘して置いた。

しかし、この記事の場合をも含む、前稿の結論、

延慶本、源平盛衰記に共通する住吉明神関係記事は、『平家物語』の

原本において、延慶本に近いかたちであったのかもしれない

については、前稿が、延慶本におけるそれらの記事のあり様を度外視していたこともあり、甚だ軽率な物言いであったと反省している次第である。

そこで、本稿においては、前稿で取り上げた部分をも含む延慶本の「法皇御灌頂事」について、その記事のあり様を具体的に調べ、考察して、前稿の疎漏を補い、且つ、その論述に修正を加えて置きたい。

方法としては、延慶本の表現を、長門本、源平盛衰記、四部合戦状本『平家物語』（後は、四部合戦状本と略称する）、屋代本『平家物語』（後は、屋代本と略称する）、覚一本『平家物語』（後は、覚一本と略称する）と比べながら、三つの部分に分けて紹介し、それぞれについて考察を加えて行くという方法を取る。

① 法皇ハ三井寺ノ公頭僧正ヲ御師範トシテ真言ノ秘法ヲ受サセオワシマシ
② ケルカ今年ノ春<三部ノ秘經ヲ<受サセ給テ二月五日ニハ蘭城寺ニテ御灌
③ 頂有ヘキヨシ思召立ト聞シ程ニ天台大衆<嗔リ申ス
④ 昔ヨリシテ今ニ至
⑤ ルマテ御灌頂御受戒ハ皆我山ニテ遂サセオワシマス事既ニ是先規也
⑥ 中山王ノ化道ハ<受戒灌頂ノ御為也
⑦ <三井寺ニテ遂サセ給フム事<不可
⑧ 然ト申ケレハサマ<ニ被誘仰ケレトモ例ノ山ノ大衆<一切ニ院宣ヲモ
⑨ 不用 三井寺ニテ御灌頂アルヘキナラハ延暦寺ノ大衆發向シテ蘭城寺ヲ焼